

「従来の保険証」について (プラスチックカード)

令和6年12月2日以降、健康保険証は発行できません。

(お手元に有効の保険証をお持ちの方は、経過措置期間 令和6年12月2日～令和7年12月1日までは使用できます)

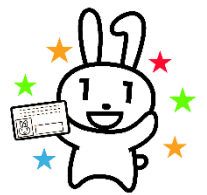
「資格確認書」について (A4・紙 専用用紙)

マイナンバーカードを取得していない方、まだマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない方(マイナ保険証の利用登録解除を申請した方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方を含む)に交付します。

従来の保険証の代わりに医療機関等の窓口に提示いただくものです。

**マイナンバーカードを未所持の方はマイナンバーカードの申請を！
既に所持されている方は健康保険証の利用登録をお願いします！！**

【マイナポータル】



使ってみよう！
マイナ保険証

「資格情報のお知らせ」について (A4・紙 右下にミシン目のある厚紙)

当健保組合に登録されている資格情報をご確認いただくために全加入者に交付します。また、マイナ保険証と合わせて医療機関等の窓口に提示いただくものです。

**注)「資格情報のお知らせ」は、健康保険証を代替するものではないため、
これだけを提示して保険診療を受けることはできません。**

給付金等の
申請時に！

●健康保険の各種給付金等の申請、お問い合わせの際に必要な記号・番号を把握することができます。

医療機関等
の受診時に！

●機器の不具合等でマイナ保険証が利用できない時に、このお知らせと併せて提示することで、今までどおり受診できます。

記号	000	番号	00000000 (姓番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
所属組合	3期		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
保険者名	〇〇		

ミシン目で切り取り
マイナンバーカード
と合わせて携帯
してください

※様式は変更される場合があります。

加入時の情報を登録し、オンラインで確認後交付されます。
マイナポータルにログインできる場合、所得情報等追加情報も確認できること、また、資格情報のPDFをダウンロードしておく、マイナ保険証確認機器不具合の際はこれと同様の働きをします。